

鳥取県告示第683号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月2日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行って いた事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 あしーど	米子市道笑 町二丁目 126	ワークセンターあい える	米子市旗ヶ崎七丁目1 -3	就労移行支 援、就労継続 支援B型	平成24年9月 30日
社会福祉法人 日野町社会福 祉協議会	日野郡日野 町黒坂1247 -1	グループホームかが みやま荘	日野郡日野町黒坂1274	共同生活援助	〃